

平成31年(船)第1号 船舶所有者等責任制限手続開始申立事件

管理人報告書(2)



令和2年(2020年)1月22日

広島地方裁判所 民事第四部 御中

管理人弁護士 石口 俊一



同代理弁護士 兒玉 浩生



第1 はじめに

管理人は、平成31年2月7日に船舶所有者が広島地方裁判所に申し立てた本手続の開始決定に伴い、同月15日、管理人に就任し、広島地方裁判所の監督を受けながら、管理人代理とともに本手続を遂行してきました。

本報告書は、本手続開始後、第1回の制限債権調査期日である令和元年7月17日以降の手続の状況についての説明と報告をするものです。

第2 手続全体に関する報告

1 これまでの手続全体の経緯

平成30年10月22日 午前0時27分頃(日本時間)本件事故発生

平成30年10月24日 大島大橋の一部車両通行開始(大型車については引き続き通行制限)

平成30年11月29日 周防大島の一部にて断水の解消

平成30年12月 1日 周防大島の全島にて断水の解消

平成31年 2月 7日 本手続の申立

平成31年 2月15日 本手続の開始決定

令和元年 6月14日 制限債権の届出期限

令和元年 7月17日 制限債権の調査期日(第1回)

2 即時抗告について

本申立は、制限債権者の一部から、本手続の開始決定に対して即時抗告が

広島高等裁判所に対してなされ、令和2年1月16日時点では、まだ結論は出ていません。

したがって、本手続の開始決定は確定していませんが、即時抗告の申立は本手続を中断させる効力がないため、開始決定を前提に制限債権の調査等の手続を進めることとなります。

第3 制限債権の調査状況

1 制限債権参加届出の状況

令和元年6月14日の制限債権の届出期限までには、管理人報告書(1)添付のとおり制限債権参加届出がありました。

その後、一部の届出債権について、取下書の提出または変更届出書の提出があり、現在の届出債権は別紙のとおりです。ただし、制限債権者ごとの総額を増額する変更届出については、制限債権の届出期間が定められている趣旨にかんがみて、現時点では変更の届出として反映させておりません。

以上をふまえた届出債権の全体像は以下のとおりです。

制限債権参加届出件数	194件
届出をした制限債権者数	271名
届出された制限債権の総額	43億7402万5962円

2 期限後に届出のあった制限債権の扱い

制限債権の届出期限を経過した後に広島地方裁判所が受領した届出2件については、いずれもやむをえない事情があるものとして届出制限債権として扱うことになりました。

3 形式的不備の扱い

届出書に記載の内訳金額の合計が届出債権総額と合致していない場合は、計算間違いと判断して、その大きい額を届出したものと扱っています。

届出期限以降の制限債権者の都合による金額の増額については、届出期限を徒過しているため認めないこととします。

4 補充調査の実施

第1回調査期日以降、管理人及び管理人代理において、制限債権届出の内容及び添付書類を検討して、制限債権者に対して必要と考える範囲で質問及び補充資料の提出依頼を行いました。

これまでに回答及び補充資料の提出のあったものについては、その調査にあ

たり参考とする予定です。

第4 債権調査に関する論点及び方針

以下のものは、制限債権の届出の多くにみられる論点であり、現時点での管理人の考えを報告するものです。なお、最終的な結論を述べるものではなく、また、各制限債権者の諸事情により結論が変わりうることにご注意ください。

1 断水に伴う住民個人の慰謝料

慰謝料は、精神的苦痛に対する損害賠償としてなされるものです。本手続は「物の損害」についての損害賠償請求権を制限債権として扱うものですが、船舶が周防大島にかかる唯一の陸路である大島大橋に衝突すれば、これに伴って橋や水道管が損傷することにより、その復旧までに島内で通行止めや断水の状態が生じることは予見可能であるといえます。したがって、船舶の橋への衝突と相当因果関係のある範囲内で、住民の生活に不便を生じることとなった損害を「物の損害」と認めうるものと考えています。管理人としては、個別具体的に立証困難な住民個人の生活上の不便を金銭に換算して、一定の金額までの慰謝料損害を認める方針で検討しております。

なお、法人、また、法人の役員・従業員の慰謝料については、発生しないものと考えています。

2 断水等によって必要の生じた給水のためのガソリン代

自宅または事業所から給水所までの走行距離をもとに妥当な単価をもって算出しているもの、特定の走行にかかる具体的な給油代金を金額として証憑が示されているものなど、合理的な算定によって金額を定めて届出がなされている判断できるときは、原則として損害として認める方針です。

3 断水に伴う代替食料・飲料水・使い捨て食器等の消耗品

米飯による給食を実施している学校、介護施設等の事業所などが、断水に伴い水を使わない代替食料に切り替え、飲料水を購入し、あるいは食器の洗浄をすることができないため使い捨て食器等を購入するなど、消耗品の支出をしている場合は、相当な数量であると認められる範囲内で、証憑のあるものについては原則として損害と認める方針です。

4 ポリタンク等の資材購入費

給水作業、断水中の水の保管などのため、ポリタンク、タマローリー等を購入して使用した場合、仮にその資材が手元に残るとしても、緊急時においてやむを得

ない購入であり、再度断水等が生じない限り通常の使用はないものであると考えられますので、相当な数量であると認められる範囲内で、証憑のあるものについては原則として購入費全額を損害と認める方針です。

5 休止していた井戸を使用するための掘削工事

断水したため、使用しなくなっていた井戸を使用できるようにした工事費用については、井戸が使用できるようになった利益が制限債権者の元に残るものの、本件事故がなければ必要のなかった工事費用であると考えられますので、相当な工事内容であると認められる範囲内で、証憑のあるものについては原則として工事費用全額を損害と認める方針です。

6 断水期間中のボイラー・トイレ等の故障

断水後に使用を再開したボイラー・トイレの修理費用の届出が複数ありました。

これらについては、長期断水後の使用再開に伴って通常起こりうる故障であるか否かを調査したうえで、修理費用全額を損害と認めることができるかどうかを判断する方針です。

7 島外への一時避難・親族等による援助に伴う費用

断水中の生活困難に伴い、島外の親族宅等に一時避難したり、そのために親族の救援を受けたりした場合の旅費等の費用については、避難者である制限債権者の年齢、家族構成等の生活能力をふまえて、避難がやむを得ないといえるか否か等を調査したうえで、その費用を損害と認めることができるかどうかを判断する方針です。

8 水運び等の作業中の事故・体調不良等による入通院医療費

給水作業中の骨折、作業による体調不良等に伴う入通院医療費の届出については、通常予見可能な損害を超えたものであり、ただちに相当因果関係があるとは認めがたいものと思われます。また、これは、本手続の対象である「物の損害」にも該当しないと考えられます。

9 事業者の休業損害等

本件事故のために、大島大橋の通行止め及び大型車の通行制限、断水による事業への影響が生じた事業者(会社及び個人事業主)の制限債権の届出がなされています。

通行止め及び断水による休業、島外顧客の減少については容易に予見可能ですが、島内顧客について当然に減少するか否かは業種・業態によるので個別に判断する方針です。なお、断水により営業が困難となる業態の場合には、休業

はやむを得ないものと認められると考えます。

損害額については、ある程度概算によらざるをえませんが、前年、前々年の同時期の収支との比較、変動費の有無及び割合、廃棄することがやむを得ない在庫・材料等の有無など、合理的な根拠に基づく算定であれば相当因果関係が認められるものと考えます。

10 多額の工事費に関する必要性・因果関係等の検証

本件事故により損傷した橋桁及び水道・電気等の設備については、多額の修理費用等が制限債権として届け出られています。

この中には、関連性及び費用の相当性について専門的判断の必要なものが含まれていると考えられますので、一部の分野については、その査定のために、管理人が専門的知見を有する者に評価を依頼することも考えております。

第5 今後の見通しについて

引き続き、制限債権の調査を行い、できる限り早期に、またできる限り異議の生じない公平な解決を図りたいと考えています。

そのため、管理人の示す賠償責任額の基準に沿った一部取下げ・変更届出等をお願いする可能性がありますので、制限債権者におかれては是非ともご検討、ご理解をお願いします。

以上